

東海市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第4号

東海市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

東海市職員の職の設置に関する規則（昭和44年東海市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「主任指導臨床心理士、指導臨床心理士、主任臨床心理士、臨床心理士」を「主任指導心理士、指導心理士、主任心理士、心理士」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 東海市事務分掌規則（昭和49年東海市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表(5)の項中「主任指導臨床心理士」を「主任指導心理士」に、「指導臨床心理士」を「指導心理士」に改め、同条第2項の表主任指導臨床心理士の項中「主任指導臨床心理士」を「主任指導心理士」に、「臨床心理業務」を「心理業務」に改め、同表指導臨床心理士の項中「指導臨床心理士」を「指導心理士」に、「臨床心理業務」を「心理業務」に改める。

- 3 東海市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年東海市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3級の項7中「主任臨床心理士」を「主任心理士」に改め、同表の4級の項7中「指導臨床心理士」を「指導心理士」に改め、同表の5級の項7中「主任指導臨床心理士」を「主任指導心理士」に改める。